

国民のための郵政事業改革を求める意見書(富山県小矢部市議会)(第一一〇号)	日本郵政公社の民営化に反対する意見書(鹿児島県喜界町議会)(第六五号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県東町議会)(第七八九号)	郵政事業経営形態に関する意見書(埼玉県川本町議会)(第八一〇号)
国民のための郵政事業改革を求める意見書(石川県根上町議会)(第一二二号)	郵政民営化に関する意見書(北海道室蘭市議会)(第七六九号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県霞ヶ浦町議会)(第七九〇号)	郵政事業の民営化に関する意見書(千葉県木更津市議会)(第八一一号)
国民のための郵政事業改革を求める意見書(石川県辰口町議会)(第一二三号)	郵政事業の民営化検討に関する意見書(北海道当別町議会)(第七七〇号)	郵政事業経営形態を堅持するための意見書(茨城県玉里村議会)(第七九二号)	郵政事業の現行公社制度堅持を求める意見書(千葉県四街道市議会)(第八一二号)
国民を無視した郵政事業民営化に反対する意見書(三重県関町議会)(第一四四号)	郵政民営化に関する意見書(北海道芽室町議会)(第七七二号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県八郷町議会)(第七九二二二)	郵政事業経営形態に関する意見書(千葉県野栄町議会)(第八一三三)
国民のための郵政改革を求める意見書(佐賀県厳木町議会)(第一五五号)	郵政民営化に関する意見書(宮城県塩竈市議会)(第七七二二二)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県新治村議会)(第七九三三)	郵政事業民営化に関する意見書(東京都千代田区議会)(第八一四四)
国民のための郵政改革を求める意見書(佐賀県玄海町議会)(第一六六号)	郵政事業の現行経営形態の堅持を求める意見書(福島県郡山市議会)(第七七三三)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県伊奈町議会)(第七九四四)	郵政事業の民営化に関する意見書(東京都品川区議会)(第八一五五)
国民のための郵政事業を求める意見書(熊本県鹿本町議会)(第一七七号)	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(福島県須賀川市議会)(第七七四四)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県真壁町議会)(第七九五五)	郵政事業の民営化に慎重な議論を求める意見書(東京都大田区議会)(第八一六六)
国民のための郵政事業改革を求める意見書(熊本県本県天草町議会)(第一八八号)	郵政事業の公社経営の堅持に関する意見書(福島県会津本郷町議会)(第七七五五)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県八千代町議会)(第七九六六)	郵政事業の民営化に関する意見書(東京都中野区議会)(第八一七七)
拙速な郵政事業の民営化反対を求める意見書(佐賀県北方町議会)(第三四四号)	郵政事業の公社経営の堅持を求める意見書(水戸市議会)(第七七六六)	郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県二宮町議会)(第七九七七)	郵政事業の経営形態に関する意見書(神奈川県川崎市議会)(第八一八八)
地域の郵便局を守る要望意見書(北海道音更町議会)(第三七七号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県日立市議会)(第七七七七)	郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県益子町議会)(第七九八八)	郵政事業のあり方について慎重審議を求める意見書(神奈川県綾瀬市議会)(第八一九九)
日本郵政公社存続に関する意見書(北海道鹿追町議会)(第五四四号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県石岡市議会)(第七七八八)	郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県市貝町議会)(第七九九九)	郵政事業経営形態に関する意見書(神奈川県井町議会)(第八二〇〇)
日本郵政公社の現行経営形態堅持を求める意見書(茨城県議会)(第五五五号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県鹿嶋市議会)(第七七九九)	郵政事業経営形態の堅持に関する意見書(栃木県芳賀町議会)(第八〇〇〇)	郵政民営化に関する意見書(富山市議会)(第八二一一)
日本郵政公社の現行経営形態の維持を求める意見書(茨城県笠間市議会)(第五六六号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県大洗町議会)(第七八〇〇)	郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書(栃木県石橋町議会)(第八〇一一)	郵政公社としての経営形態堅持の意見書(富山県朝日町議会)(第八二二二)
日本郵政公社の現行経営形態の堅持を求める意見書(栃木県馬頭町議会)(第五七七号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県友部町議会)(第七八一一)	郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県烏山町議会)(第八〇二二)	郵政事業の改革に関する意見書(石川県小松市議会)(第八二三三)
日本郵政公社の現行経営形態の堅持を求める意見書(群馬県伊勢崎市議会)(第五八八号)	郵政民営化に反対する意見書(茨城県北浦町議会)(第七八二二)	郵政事業の経営形態に関する意見書(栃木県那須町議会)(第八〇三三)	郵政事業の改革に関する意見書(石川県羽咋市議会)(第八二四四)
日本郵政公社の現行経営形態の堅持を求める意見書(群馬県神流町議会)(第五九九号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県北浦町議会)(第七八三三)	郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県那須町議会)(第八〇四四)	郵政事業の公社経営形態の堅持に関する意見書(石川県松任市議会)(第八二五五)
日本郵政公社の現行経営形態の堅持に関する意見書(埼玉県加須市議会)(第六〇〇号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県江戸崎町議会)(第七八四四)	郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県塩原町議会)(第八〇五五)	郵政公社の経営形態存続に関する意見書(石川県美川町議会)(第八二六六)
日本郵政公社の現行経営形態に関する意見書(埼玉県高市議会)(第六一一号)	郵政事業の民営化に反対する意見書(茨城県江戸崎町議会)(第七八五五)	郵政民営化に関する意見書(埼玉県戸田市議会)(第八〇六六)	郵政事業の改革に関する意見書(石川県鶴来町議会)(第八二七七)
「日本郵政公社」現行経営形態の堅持に関する意見書(埼玉県吹上町議会)(第六二二号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県美浦村議会)(第七八六六)	郵政民営化基本方針について慎重審議を求める意見書(埼玉県三郷市議会)(第八〇七七)	郵政事業の民営化に関する意見書(石川県押水町議会)(第八二八八)
日本郵政公社民営化に関する意見書(東京都港区議会)(第六三三号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県新利根町議会)(第七八七七)	郵政事業の民営化方針に関する意見書(埼玉県坂戸市議会)(第八〇八八)	郵政事業の民営化に関する意見書(福井県議会)(第八二九九)
日本郵政公社の現行経営形態堅持を求める意見書(島根県美郷町議会)(第六四四号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県河内町議会)(第七八八八)	郵政事業の民営化方針に対する意見書(埼玉県毛呂山町議会)(第八〇九九)	

郵政事業の経営形態に関する意見書(福井県勝山市議会)(第830号)
郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(福井県三國町議会)(第831号)
郵政民営化に関する意見書(山梨県富士吉田市議会)(第832号)
郵政事業経営形態は現行の郵政公社経営形態堅持に関する意見書(山梨県大和村議会)(第833号)
郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県西桂町議会)(第834号)
郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県忍野村議会)(第835号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(山梨県小菅村議会)(第836号)
郵政事業における住民サービスの維持を求める意見書(長野県佐久市議会)(第837号)
郵政民営化に関する意見書(岐阜県川辺町議会)(第838号)
郵政事業の改革に関する意見書(静岡県富士市議会)(第839号)
郵政事業の民営化に関する意見書(静岡県裾野市議会)(第840号)
郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持及び郵政民営化反対に関する意見書(静岡県松崎町議会)(第841号)
郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持及び民営化に反対する意見書(静岡県西伊豆町議会)(第842号)
郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持及び民営化に反対する意見書(静岡県賀茂村議会)(第843号)
郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書(静岡県韭山町議会)(第844号)
郵政事業民営化に関する意見書(静岡県芝川町議会)(第845号)
郵政事業のユニバーサルサービスの堅持に関する意見書(静岡県中川根町議会)(第846号)

郵政事業のユニバーサルサービスの堅持に関する意見書(静岡県本川根町議会)(第847号)
郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書(静岡県大須賀町議会)(第848号)
郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書(静岡県小笠町議会)(第849号)
郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書(静岡県菊川町議会)(第850号)
郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書(静岡県大東町議会)(第851号)
郵政事業の改革に関する意見書(愛知県尾西市議会)(第852号)
郵政事業の改革に関する意見書(愛知県知多市議会)(第853号)
郵政事業の改革に関する意見書(愛知県七宝町議会)(第854号)
郵政事業の改革に関する意見書(愛知県美和町議会)(第855号)
郵政事業の改革に関する意見書(愛知県東浦町議会)(第856号)
郵政事業の改革に関する意見書(愛知県美浜町議会)(第857号)
郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保するための郵政事業民営化反対に関する意見書(愛知県藤岡町議会)(第858号)
郵政民営化に關して十分な議論と慎重な審議を求める意見書(三重県四日市市議会)(第859号)
郵政事業民営化に関する意見書(三重県松阪市議会)(第860号)
郵政事業民営化に当たつての意見書(三重県いなべ市議会)(第861号)
郵政事業民営化に関する意見書(三重県嬉野町議会)(第862号)

郵便局民営化反対を求める意見書(三重県三雲町議会)(第863号)
「郵政事業民営化反対」に関する意見書(三重県飯高町議会)(第864号)
「郵政事業民営化反対」に関する意見書(三重県多気町議会)(第865号)
郵政事業のユニバーサルサービスの確保を求める意見書(三重県明和町議会)(第866号)
「郵政事業諸機能存続」を求める意見書(三重県二見町議会)(第867号)
郵政事業民営化に当たつての意見書(三重県大内山村議会)(第868号)
郵政事業の民営化反対を求める意見書(三重県紀宝町議会)(第869号)
郵政事業民営化に反対を求める意見書(三重県鶴殿村議会)(第870号)
郵政事業に関する意見書(滋賀県米原町議会)(第871号)
郵政民営化反対に関する意見書(兵庫県西淡町議会)(第872号)
郵政事業の民営化に反対を求める意見書(奈良県香芝市議会)(第873号)
郵政事業の民営化に反対を求める意見書(和歌山県高野町議会)(第874号)
郵政公社の経営形態堅持を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第875号)
郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービスの向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県吉備中央町議会)(第877号)
郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービスの向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県旭町議会)(第878号)
郵政民営化に反対する意見書(広島県海田町議会)(第879号)

郵政事業改革に関する意見書(山口市議会)(第880号)
郵政三事業一体での国営による日本郵政公社の存続を求める意見書(山口県周東町議会)(第881号)
郵政事業の民営化反対の意見書(香川県満濃町議会)(第882号)
郵政事業の改革に関する意見書(佐賀県鳥栖市議会)(第883号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県諸富町議会)(第884号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県久保田町議会)(第885号)
郵政事業民営化に反対する意見書(佐賀県三日月町議会)(第886号)
郵政事業民営化に反対する意見書(佐賀県牛津町議会)(第887号)
郵政事業の改革に関する意見書(佐賀県鎮西町議会)(第888号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県江北町議会)(第889号)
郵政事業の民営化反対を求める意見書(佐賀県福岡町議会)(第890号)
郵政事業の民営化反対を求める意見書(佐賀県有明町議会)(第891号)
郵政民営化に反対する意見書(佐賀県太良町議会)(第892号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県塩田町議会)(第893号)
郵政民営化に反対する意見書(佐賀県嬉野町議会)(第894号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県時津町議会)(第895号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県南串山町議会)(第896号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県布津町議会)(第897号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県福島町議会)(第898号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(熊本県宇土市議会)(第八九九号)	日本郵政公社の現行経営形態維持の意見書(茨城県内原町議会)(第170八号)	郵政事業民営化に反対する意見書(福島県富岡町議会)(第2310号)	郵政事業経営形態に関する意見書(埼玉県宮代町議会)(第232九号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(熊本県菊鹿町議会)(第900号)	日本郵政公社による郵政事業改革の継続を要望する意見書(茨城県那珂町議会)(第170九号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県取手市議会)(第2311号)	郵政事業の民営化に関する意見書(千葉県議会)(第2330号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(熊本県鹿央町議会)(第901号)	日本郵政公社の現行経営形態堅持に関する意見書(埼玉県行田市議会)(第1710号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県茨城町議会)(第2312号)	郵政事業の改革に関する意見書(千葉県松戸市議会)(第2331号)
「郵政民営化」に関して慎重審議を要求する意見書(熊本県若北町議会)(第902号)	日本郵政公社の現行経営形態の慎重審議に関する意見書(埼玉県春日部市議会)(第1711号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県七会村議会)(第2313号)	郵政事業民営化に関する意見書(東京都立川市議会)(第2332号)
郵政民営化に関する意見書(鹿児島市議会)(第903号)	日本郵政公社としての経営形態堅持の意見書(富山県入善町議会)(第1712号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県大子町議会)(第2314号)	郵政事業民営化に慎重な議論を求める意見書(東京都東久留米市議会)(第2333号)
郵政三事業改革に対する意見書(沖縄県沖縄市議会)(第904号)	日本郵政公社の経営形態堅持に関する意見書(福井県大野市議会)(第1713号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県千代田町議会)(第2315号)	郵政事業の経営形態の在り方に関する意見書(第2334号)
国民のための郵政改革を求める意見書(新潟県中之口村議会)(第1664号)	日本郵政公社の経営形態堅持に関する意見書(福井県和泉村議会)(第1714号)	郵政事業民営化に反対する意見書(栃木県五霞町議会)(第2316号)	郵政事業のあり方についての意見書(神奈川県大和市議会)(第2335号)
国家国民のための日本郵政公社としての経営形態堅持の意見書(富山県大山町議会)(第1665号)	日本郵政公社としての経営形態堅持に関する意見書(福井県今立町議会)(第1715号)	郵政事業民営化に関する意見書(栃木県議会)(第2317号)	郵政事業のあり方及び経営形態に関する意見書(栃木県足利市議会)(第2318号)
国民のためになる郵政事業改革を求める意見書(石川県寺井町議会)(第1666号)	「日本郵政公社」現行経営形態の堅持に関する意見書(長野県波田町議会)(第1716号)	郵政事業のあり方及び経営形態に関する意見書(栃木県足利市議会)(第2318号)	郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県小山市議会)(第2319号)
国民のための郵政事業改革を求める意見書(石川県尾口村議会)(第1667号)	「日本郵政公社」現行経営形態の堅持に関する意見書(長野県池田町議会)(第1717号)	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(栃木県湯津上村議会)(第2320号)	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(栃木県黒羽町議会)(第2321号)
国民のための郵政改革を求める意見書(佐賀県伊万里市議会)(第1668号)	日本郵政公社の住民サービスの向上とユニバーサルサービス確保に関する意見書(愛知県一色町議会)(第1718号)	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(栃木県黒羽町議会)(第2321号)	郵便局の経営形態について慎重な検討を求める意見書(前橋市議会)(第2322号)
国民の公社による郵政三事業の維持存続に関する意見書(佐賀県中原町議会)(第1669号)	日本郵政公社の民営化に反対する意見書(大分県中津市議会)(第1720号)	郵政事業の改革に関する意見書(埼玉県議会)(第2323号)	郵政民営化に関する意見書(埼玉県岩槻市議会)(第2324号)
国民のための郵政改革を求める意見書(佐賀県浜玉町議会)(第1670号)	郵政事業に関する意見書(北海道恵庭市議会)(第1721号)	郵政事業の現行経営形態を堅持する意見書(埼玉県羽生市議会)(第2325号)	郵政事業の公社による経営形態堅持を求める意見書(埼玉県上尾市議会)(第2326号)
国民のための郵政改革を求める意見書(佐賀県七山村議会)(第1671号)	郵政民営化反対に関する意見書(北海道長沼町議会)(第1722号)	郵政事業の公社による経営形態堅持を求める意見書(埼玉県上尾市議会)(第2326号)	郵政事業の民営化方針のあり方に関する意見書(埼玉県幸手市議会)(第2327号)
国民のための郵政改革を求める意見書(佐賀県北波多村議会)(第1672号)	郵政民営化反対に関する意見書(北海道長沼町議会)(第1722号)	郵政事業の公社による経営形態堅持を求める意見書(埼玉県上尾市議会)(第2326号)	郵政事業の民営化方針に対する意見書(埼玉県鶴ヶ島市議会)(第2328号)
国民のための郵政改革を求める意見書(佐賀県肥前町議会)(第1673号)	郵政民営化反対に関する意見書(北海道月形町議会)(第1723号)	郵政事業の公社による経営形態堅持を求める意見書(埼玉県上尾市議会)(第2326号)	
国民のための郵政改革を求める意見書(佐賀県有田町議会)(第1674号)	郵政事業の「日本郵政公社」による経営形態堅持に関する意見書(岩手県石鳥谷町議会)(第1723号)	郵政事業の公社による経営形態堅持を求める意見書(埼玉県上尾市議会)(第2326号)	
日本郵政公社の民営化に反対を求める意見書(北海道新篠津村議会)(第1706号)	日本郵政公社の現行経営形態堅持に関する意見書(福島県新鶴村議会)(第1724号)	郵政事業の公社による経営形態堅持を求める意見書(埼玉県上尾市議会)(第2326号)	
日本郵政公社存続に関する意見書(北海道当麻町議会)(第1707号)			

郵政事業における日本郵政公社の形態堅持を求める意見書(石川県鹿島町議会)(第二三三八号)

郵政事業の現行公社経営形態維持に関する意見書(福井県永平寺町議会)(第二三九号)

郵政事業の経営形態に関する意見書(山梨県塩山市議会)(第二三五〇号)

郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県都留市議会)(第二三五一号)

郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県大月市議会)(第二三五二号)

郵政事業経営形態堅持に関する意見書(山梨県三富村議会)(第二三五三号)

郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県勝沼町議会)(第二三五四号)

郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県中道町議会)(第二三五五号)

郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県豊富村議会)(第二三五六号)

郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県富士河口湖町議会)(第二三五七号)

郵政事業の民営化に反対する意見書(山梨県上野原町議会)(第二三五八号)

郵政事業に関する意見書(長野県豊野町議会)(第二三五九号)

郵政事業改革に関する意見書(岐阜県美濃市議会)(第二三六〇号)

郵政事業民営化に関する意見書(岐阜県七宗町議会)(第二三六一号)

郵政事業の国営公社堅持を求める意見書(岐阜県国府町議会)(第二三六二号)

郵政事業のユニバーサルサービスの確保を求める意見書(静岡県伊東市議会)(第二三六三号)

郵政事業のユニバーサルサービスの確保を求める意見書(静岡県藤枝市議会)(第二三六四号)

郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持及び民営化に反対する意見書(静岡県東伊豆町議会)(第二三六五号)

郵政事業民営化に反対する意見書(静岡県伊豆市議会)(第二三六六号)

郵政公社の民営化に関する意見書(福岡県遠賀町議会)(第二四一五号)	国民のための郵政事業改革を求める意見書(石川県鳥越村議会)(第三四七六号)	日本郵政公社としての経営形態堅持に関する意見書(福岡県池田町議会)(第三五二二号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県つくば市議会)(第三九六九号)
郵政事業の民営化に関する意見書(福岡県穂波町議会)(第二四一六号)	国民のための日本郵政公社としての経営形態堅持に関する意見書(福岡県今庄町議会)(第三四七七号)	日本郵政公社の住民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(愛知県岡崎市議会)(第三五二二号)	郵政事業経営形態を堅持するための意見書(茨城県小川町議会)(第三九七〇号)
郵政事業の改革に関する意見書(佐賀市議会)(第二四一七号)	国民のための日本郵政公社としての経営形態堅持の意見書(福岡県朝日町議会)(第三四七八号)	日本郵政公社の住民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(愛知県稲垣町議会)(第三五二三号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県桂村議会)(第三九七一号)
郵政事業民営化に反対する意見書(佐賀県多市議会)(第二四一八号)	国民のための日本郵政公社としての経営形態堅持の意見書(福岡県越前町議会)(第三四七九号)	日本郵政公社の住民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保を求める意見書(愛知県額田町議会)(第三五二四号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県桜川村議会)(第三九七三三三)
郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県東与賀町議会)(第二四一九号)	国民のための日本郵政公社としての経営形態堅持の意見書(福岡県越前町議会)(第三四七九号)	日本郵政公社の民営化に反対する意見書(島根県益田市議会)(第三五二五号)	郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書(栃木県栃木市議会)(第三九七五号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県北茂安町議会)(第二四二二号)	国民のための日本郵政公社としての経営形態堅持に関する意見書(福岡県織田町議会)(第三四八〇号)	日本郵政公社の民営化に反対する意見書(岡山県湯原町議会)(第三五二七号)	郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県南那須町議会)(第三九七七号)
郵政事業の改革に関する意見書(佐賀県大町町議会)(第二四二三号)	国民のための日本郵政公社としての経営形態堅持に関する意見書(福岡県織田町議会)(第三四八〇号)	日本郵政公社の民営化に反対する意見書(岡山県阿波村議会)(第三五二八号)	郵政事業民営化に慎重な審議を求める意見書(群馬県議会)(第三九七八号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県多良良町議会)(第二四二四号)	国民のための郵政事業改革を求める意見書(佐賀県西有田町議会)(第三四八三三三)	北海道函館市議会(第三九六〇号)	郵政事業経営形態に関する意見書(埼玉県八潮市議会)(第三九七九号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県吾妻町議会)(第二四二五号)	国民のための郵政事業改革を求める意見書(熊本県鹿北町議会)(第三四八四号)	郵政民営化に反対に関する意見書(北海道三笠市議会)(第三九六一号)	郵政民営化に関する意見書(さいたま市議会)(第三九八〇号)
郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県小浜町議会)(第二四二六号)	日本郵政公社の存続に関する意見書(北海道洞爺村議会)(第三五一一三三)	郵政民営化に関する意見書(北海道岩内町議会)(第三九六二二二)	郵政民営化に関する意見書(埼玉県花園町議会)(第三九八一一一)
「郵政民営化」に関して慎重審議を要求する意見書(熊本県五和町議会)(第二四二七号)	日本郵政公社の現行経営形態の堅持に関する意見書(岩手県湯田町議会)(第三五一五五号)	郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保を求める意見書(北海道古平町議会)(第三九六三三三)	郵政事業サービスの向上に関する意見書(埼玉県鷲宮町議会)(第三九八二二二)
郵政事業のあり方に関する意見書(熊本県河浦町議会)(第二四二八号)	日本郵政公社の現行経営形態堅持を求める意見書(茨城県東海村議会)(第三五一六六号)	郵政民営化に反対に関する意見書(北海道中標津町議会)(第三九六四四四)	郵政民営化に関する意見書(千葉県市議会)(第三九八三三三)
郵政事業の拙速な民営化・分割に反対する意見書(大分県佐伯市議会)(第二四二九号)	日本郵政公社の現行経営形態堅持を求める意見書(埼玉県熊谷市議会)(第三五一七七号)	郵政事業に係る公金取扱の改善に関する意見書(宮城県気仙沼市議会)(第三九六五五五)	郵政事業の現行公社制度堅持を求める意見書(千葉県富里市議会)(第三九八四四四)
郵政事業に係る公金取扱の改善に関する意見書(沖縄県西原町議会)(第二四三〇号)	日本郵政公社の現行形態維持に関する意見書(石川県柳田村議会)(第三五一八八八)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県常陸太田市議会)(第三九六六六六)	郵政事業の現行公社制度堅持を求める意見書(千葉県栄町議会)(第三九八五五五)
国民のための日本郵政公社としての経営形態堅持の意見書(富山県宇奈月町議会)(第三四七四号)	日本郵政公社の経営形態堅持を求める意見書(福岡市議会)(第三五一九九号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県高萩市議会)(第三九六七七七)	郵政事業の民営化に慎重な議論を求める意見書(東京都稲城市議会)(第三九八六六六)
国民のための郵政事業改革を求める意見書(石川県川北町議会)(第三四七五号)	日本郵政公社としての経営形態堅持の意見書(福岡県鯖江市議会)(第三五二〇号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県北茨城市議会)(第三九六八八八)	郵政事業の民営化に関する意見書(東京都あきる野市議会)(第三九八七七七)

郵政事業の民営化に関する意見書(神奈川県小田原市議会(第三九八八号))	郵便局の現行経営形態(日本郵政公社)の堅持を求める意見書(福井県坂井町議会(第四〇〇七号))	郵政事業民営化に反対する意見書(愛知県南知多町議会(第四〇二五号))	郵政民営化に関する意見書(大阪府泉南市議会(第四〇四四号))
郵政事業のあり方についての意見書(神奈川県座間市議会(第三九八九号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業の改革に関する意見書(愛知県武豊町議会(第四〇二六号))	郵政事業の在り方に関する意見書(和歌山県桃山町議会(第四〇四五号))
郵政公社の経営形態堅持を求める意見書(富山県高岡市議会(第三九九一号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業の民営化に反対する意見書(愛知県足助町議会(第四〇二七号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(鳥取県岩美町議会(第四〇四六号))
郵政事業の民営化に関する意見書(富山県砺波市議会(第三九九二号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業の民営化に関する意見書(愛知県富山村議会(第四〇二八号))	郵政民営化は十分な検討のもとに、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政民営化に関する意見書(富山県細入村議会(第三九九三号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政民営化に関する意見書(三重県伊賀市議会(第四〇三〇号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の改革に関する意見書(石川県加賀市議会(第三九九四号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業の民営化に関する意見書(三重県名張市議会(第四〇三一号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業に関する意見書(石川県山中町議会(第三九九五号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政民営化に関する意見書(三重県熊野市議会(第四〇三二号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の改革を求める意見書(石川県野々市町議会(第三九九六号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業民営化に当たつての意見書(三重県川越町議会(第四〇三三三号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の公社経営形態の堅持に関する意見書(石川県河内村議会(第三九九七号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	「郵政事業民営化に反対」に関する意見書(三重県美里村議会(第四〇三四号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(石川県白峰村議会(第三九九八号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	「郵政事業民営化に反対」を求める意見書(三重県安濃町議会(第四〇三五号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の改革に関する意見書(石川県富来町議会(第三九九九号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	「郵政事業民営化に反対」に関する意見書(三重県香良洲町議会(第四〇三六号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の改革に関する意見書(石川県志賀町議会(第四〇〇〇号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業民営化に反対に関する意見書(三重県美杉村議会(第四〇三七号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の改革に関する意見書(石川県志賀町議会(第四〇〇一号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業民営化に関する意見書(三重県小俣町議会(第四〇三八号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(石川県門前町議会(第四〇〇二号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業民営化に当たつての意見書(三重県大宮町議会(第四〇三九号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(石川県能都町議会(第四〇〇三号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業の諸機能存続に関する意見書(三重県御園村議会(第四〇四〇号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(石川県内浦町議会(第四〇〇四号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政事業民営化に関する意見書(三重県紀和町議会(第四〇四一号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業に関する意見書(福井県松岡町議会(第四〇〇五号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政民営化に反対する意見書(滋賀県蒲生町議会(第四〇四二二号))	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八号))
郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(福井県春江町議会(第四〇〇六号))	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(新潟県青海町議会(第三九九〇号))	郵政民営化に関する意見書(大阪府議会(第四〇四三三号))	郵政民営化に反対する意見書(広島県熊野町議会(第四〇五四四号))

「郵便局の現状維持」に関する意見書（山口県福栄村議会）（第四〇五五号）	郵政事業の民営化反対の意見書（徳島県阿波町議会）（第四〇五六号）	郵政分割民営化の中止を求める意見書（高知県中土佐町議会）（第四〇五七号）	郵政事業の民営化反対に関する意見書（佐賀県議会）（第四〇五八号）	郵政事業の改革に関する意見書（佐賀県武雄市議会）（第四〇五九号）	郵政民営化に反対する意見書（佐賀県鹿島市議会）（第四〇六〇号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（佐賀県川副町議会）（第四〇六一号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（佐賀県三田川町議会）（第四〇六二号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（佐賀県基山町議会）（第四〇六三号）	郵政事業民営化に反対する意見書（佐賀県三根町議会）（第四〇六四号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（佐賀県山内町議会）（第四〇六五号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（長崎県長与町議会）（第四〇六六号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（長崎県国見町議会）（第四〇六七号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（長崎県加津佐町議会）（第四〇六八号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（長崎県佐々町議会）（第四〇六九号）	郵政事業の民営化に反対を求める意見書（熊本県岱明町議会）（第四〇七〇号）	郵政事業の性急な民営化に反対する意見書（熊本県玉東町議会）（第四〇七一号）	郵政三事業改革に対する意見書（那覇市議会）（第四〇七二号）	郵政民営化に関する意見書（沖縄県伊江村議会）（第四〇七三号）	郵政三事業改革に対する意見書（沖縄県北谷町議会）（第四〇七四号）	郵政三事業改革に対する意見書（沖縄県西原町議会）（第四〇七五号）	過疎地における郵便局の存続を求める意見書（山口県日置町議会）（第四七九八号）	日本郵政公社存続に関する意見書（北海道清水町議会）（第四八〇一号）	「日本郵政公社経営形態堅持」に対する意見書（秋田県大曲市議会）（第四八〇二号）	郵政民営化に関する意見書（北海道石狩市議会）（第四八一一号）	郵政事業民営化に反対する意見書（茨城県麻生町議会）（第四八一二号）	郵政事業民営化に反対する意見書（茨城県藤代町議会）（第四八一二号）	郵政事業経営形態に関する意見書（宇都宮市議会）（第四八一四号）	郵政事業の民営化に関する意見書（神奈川県鎌倉市議会）（第四八一五号）	郵政事業に関する意見書（富山県婦中町議会）（第四八一六号）	郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書（山梨県山梨市議会）（第四八一七号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（長野県議会）（第四八一八号）	郵政事業民営化に関する意見書（愛知県設楽町議会）（第四八一九号）	郵政三事業改革に対する意見書（沖縄県平良市議会）（第四八二〇号）	過疎地における郵便局の存続を求める意見書（山口県三隅町議会）（第四八九九号）	郵政事業民営化に関する意見書（北海道枝幸町議会）（第四九六二号）	郵政事業の経営形態堅持を求める意見書（茨城県大洋村議会）（第四九六三号）	郵政事業経営形態に関する意見書（栃木県真岡市議会）（第四九六四号）	郵政事業経営形態に関する意見書（栃木県藤岡町議会）（第四九六五号）	郵政事業の民営化に関する意見書（東京都世田谷区議会）（第四九六六号）	郵政事業経営形態に関する意見書（甲府市議会）（第四九六七号）	郵政事業のユニバーサルサービスの堅持に関する意見書（静岡県榛原町議会）（第四九六八号）	郵政事業の改革に関する意見書（愛知県春日井市議会）（第四九六九号）	郵政事業の改革に関する意見書（愛知県木曽川町議会）（第四九七〇号）	郵政事業の改革に関する意見書（愛知県蟹江町議会）（第四九七一号）	郵政三事業改革に対する意見書（沖縄県石川市議会）（第四九七二号）	国民のための郵政事業改革を求める意見書（石川県かほく市議会）（第五一二六号）	国民のための郵政事業改革を求める意見書（熊本県菊陽町議会）（第五一二七号）	日本郵政公社存続に関する意見書（北海道上富良野町議会）（第五一三五号）	日本郵政公社の現行経営形態の堅持を求める意見書（埼玉県嵐山町議会）（第五一三六号）	郵政事業の民営化に関する意見書（北海道占冠村議会）（第五一三九号）	郵政事業に係る公金取り扱いの改善に関する意見書（宮城県古川市議会）（第五一四〇号）	郵政事業民営化に反対する意見書（宮城県三本木町議会）（第五一四一号）	郵政民営化に反対する意見書（茨城県守谷市議会）（第五一四二号）	郵政事業の経営形態を堅持するための意見書（茨城県旭村議会）（第五一四三号）	郵政事業の経営形態を堅持するための意見書（茨城県鉾田町議会）（第五一四四号）	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書（栃木県茂木町議会）（第五一四五号）	郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書（栃木県壬生町議会）（第五一四六号）	郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書（栃木県大平町議会）（第五一四七号）	郵政事業経営形態に関する意見書（栃木県藤原町議会）（第五一四八号）	郵政事業経営形態に関する意見書（栃木県高根沢町議会）（第五一四九号）	郵政事業の改革に関する意見書（埼玉県大井町議会）（第五一五〇号）	郵政事業の民営化方針に対する意見書（埼玉県越生町議会）（第五一五一号）	郵政事業の公社経営形態の堅持に関する意見書（埼玉県六水町議会）（第五一二二号）	郵政事業民営化問題に関する意見書（静岡県議）（第五一五三三号）	郵政事業民営化に関する意見書（静岡県富士宮市議会）（第五一五四号）	郵政事業の改革に関する意見書（静岡県清水町議会）（第五一五五号）	郵政民営化の慎重な検討を求める意見書（静岡県岡部町議会）（第五一五六号）	郵政事業の改革に関する意見書（静岡県金谷町議会）（第五一五七号）	郵政民営化についての意見書（愛知県碧南市議会）（第五一五八号）	郵政事業の改革に関する意見書（愛知県蒲郡市議会）（第五一五九号）	郵政事業の改革に関する意見書（愛知県小牧市議会）（第五一六〇号）	郵政事業の民営化に関する意見書（愛知県立田村議会）（第五一六一号）	郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保するための郵政事業民営化反対に関する意見書（愛知県小原村議会）（第五一六二号）	郵政事業の民営化に反対する意見書（愛知県稲武町議会）（第五一六三三号）
-------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--	-----------------------------------	---	--------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	------------------------------------	-------------------------------	--	---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--	----------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	--------------------------------	---	-----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--	---------------------------------------	-------------------------------------	---	-----------------------------------	---	------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------	--	---	--	--	-----------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	---	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---	-------------------------------------

○実川委員長 これより会議を開きます。
この際、理事の辞任についてお諮りいたします。

理事大出彰君、松野頼久君及び榊屋敬悟君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○実川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○実川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に

田嶋 要君

及び 長沢 広明君

松崎 公昭君

を指名いたします。

○実川委員長 内閣提出、行政手続法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

行政手続法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 行政手続法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによつて、行政運営のさらなる公正の確保と透明性の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的としております。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、命令等を定める場合の一般原則として、根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないこと、及び制定後におきましても、その内容の適正確保に努めなければならないことを規定いたしております。

第二に、意見公募手続として、当該命令等の案及び関連資料を事前公示すること、三十日以上の意見提出期間を置いた一般の意見や情報の公募を行うこと及びこれらを考慮すること、並びに意見や情報の内容及びこれらの考慮の結果を公示することを義務づけております。

第三に、これらの公示の方法は、情報通信の技術を利用する方法により行うこととしたしております。

このほか、この法律案の規定する手続をすべての命令等に適用することは適当でないことから、一定のものにつきましては適用除外とする等の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○実川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十九分散会

行政手続法の一部を改正する法律案

行政手続法の一部を改正する法律案

行政手続法(平成五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 補則(第三十八條)」を「第六章 意見公募手続等(第三十八條―第四十五條) 補則(第四十六條)」に

改める。

第一条第一項中「に関する手続」の下に「並びに命令等を定める手続」を加え、「第三十八條を」第四十六條に改め、同条第二項中「に関する手続」の下に「並びに命令等を定める手続」を加える。

第二条第一号中同じ「を」を「規則」というに改め、同条第五号イ中「内閣府」を「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関」に、「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」を「会計検査院」に改め、同条に次の一号を加える。

ハ 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。又は規則)

ロ 審査基準(申請により求められた許認可等を審査するかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ハ 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

二 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

第三条第一項第四号中「処分」の下に「及び会計検査の際にされる行政指導」を加え、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項各号」に、「並びに地方公共団体の機関に対する届出」を「地方公共団体の機関に対する届出」に改め、「通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。」の下に「並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為」を加え、「第五章」を「第六章」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 法律の施行期日について定める政令

二 恩赦に関する命令

三 命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則

四 法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則

五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等

六 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるものの以外のもの

第四条に次の一項を加える。

4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等

二 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)第二十六條の皇統譜について定める命令等

三 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等

四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等(入札の参加者の資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める命令等を除く。)並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等(国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める命令等であつて、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。)

五 会計検査について定める命令等

六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十一章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等(第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる処分に係る命令等を含む。)

七 第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等(これらの法人に対する処分であつて、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る命令等を除く。)

第五条第一項中「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)」を「審査基準」に改め、同条第二項及び第三項中「当該」を削る。

第十二条第一項中「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)」を「処分基準」に改め、同条第二項中「当該」を削る。

第三十六条中「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」に改める。

第三十八条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「手続」を「並びに命令等を定める行為に関する手続」に改め、同条を第四十六条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 意見公募手続等

(命令等を定める場合の一般原則)

第三十八条 命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。)は、命令等を定めるに当たつては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。
(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであつて、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に

関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三十二条に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている命令等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

(意見公募手続の特例)

第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、

三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合(前条第四項第四号に該当する場合を除く。)において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第一項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。
(意見公募手続の周知等)

第四十一条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たつては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。
(提出意見の考慮)

第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。
(結果の公示等)

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。)と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見提出意見がなかった場合にあっては、その旨

四 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。)及びその理由

2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当

A